

**令和3年度新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
第2回個人情報保護部会 議事録**

- 1 日 時 令和4年3月9日（水） 午前9時から正午
- 2 会 場 新潟市役所本館3階 対策室2、3
- 3 出席者
 - ① 委 員 高木委員（部会長）、内山委員、梅津委員、山本委員、渡辺委員
 - ② 実施機関 （保険年金課）加藤補佐、吉田係長、宮川係長、小林主査、
（資産税課）高野課長、大坂主幹、坂井主幹、吉田係長、
（納税課）荒木課長、島田係長、小鍛冶係長、田中係長、小竹主査
 - ③ 事務局 石山室長、三條主査、福井副主査
- 4 議 事 「国民健康保険に関する事務についての第三者点検」
「国民年金に関する事務についての第三者点検」
「固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務についての第三者点検」
「地方税の収納及び徴収に関する事務についての第三者点検」
- 5 報告事項 「個人情報保護法の改正について」
- 6 議事概要

事務局 これより、令和3年度新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会第2回個人情報部会を開催する。

本日は全委員の方からご出席いただいているので、審議会規則第5条第2項の規定により、定数の半数以上の委員にご出席いただいているので、本会議は成立していることをご報告する。

続いて、本日の議題だが、保険年金課、資産税課、納税課から諮問があった特定個人情報保護評価書の点検についてご審議をお願いするものである。また、ご審議の後に、事務局から、報告事項として、個人情報保護法の改正の概要についてご報告したい。審議会の今後のスケジュール等についても報告させていただくので、よろしく願います。

それでは、配付した資料について確認させていただく。本日の次第、2枚目に別紙として議題1から4、そして、最後に報告事項である。そして、委員名簿、座席表、個人情報保護制度の手引きをご用意している。

また、本日使用する資料を事前に送付させていただいたが、お手元にあるだろうか。まず、議事の特定期間個人情報保護評価書の点検に関する資料では、保険年金課分として二つある。一つは、保険年金課①とあるもので、審議会あての依頼書と資料1から6。そして保険年金課②とあるもので、審議会あての依頼書と資料1から6。資産税課分として、審議会あての依頼書と資料1から5。最後に、納税課分として、審議会あての依頼書と資料1から5である。それから、報告事項の関係資料として、報告資料1から4までを用意したところである。以上である。不足等があれば言っていただければと思う。

なお、本日の会議だが、終了を12時と予定している。ご審議いただく内容は若干ボリュームがあるのだが、時間の制約があるため、何とぞ円滑にご審議をいただけるよう、よろしくお

願います。

それでは、部会長、よろしく願います。

高木部会長 ただいまから、議事に入る。実施機関の入室をお願いする。まず、保険年金課について二つある議題のうち、議事1、国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について、実施機関から説明をお願いする。

保険年金課 よろしく願います。保険年金課課長補佐の加藤である。国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検ということで、説明させていただく。

最初に、差し替えの資料を配らせていただく。

使用する資料については、事前に配付させていただいた資料のうち、右肩に保険年金課①と記載のある資料になる。また、今ほど資料3と書いてあるA3の資料を配付させていただいたが、こちらは事前配付させていただいた資料3の差し替えになる資料である。内容は、事前配布のものとは変わらないが、今回変更となる部分、グレーで示していたところをピンク色の網掛けに変えて、その部分が変更箇所であることを明記させていただいた。

それでは、説明に入らせていただく。資料1、特定個人情報保護評価書の概要の1ページをご覧ください。まず、1番、今回の評価再実施に至る経緯についてである。新潟市国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書については、令和3年1月28日に第三者点検をしていただき、同年2月26日付で公表させていただいている。このたび、国民健康保険に係る事務について、業務システムの再構築、全面入れ替えを予定している。システムの全面的な入れ替えは特定個人情報ファイルの取り扱いの重要な変更にあたることから、今回、個人情報保護評価を再実施するものである。再実施する評価書については、令和4年1月17日から2月15日まで、パブリックコメントを実施した。その結果も踏まえて、今回、第三者点検をお願いするものである。

ここで、国民健康保険に係る業務システムの再構築の概要について説明させていただく。資料2をご覧ください。1番、新潟市情報システム最適化推進計画との関係についてであるが、本市は、情報システム最適化推進計画に基づいて各種システムの入れ替えを進めてきた。これは、中央電子計算機、いわゆるホストコンピューターを廃止してオープン化するとともに、ICT政策課が構築する共通基盤上で業務システムを構築することによってICTコストの適正化や業務運用手順の効率化などを図ることを目的にしているものである。

これまで国民健康保険業務の一部でホストコンピューターを使用してきたが、そのホストコンピューターがこの計画に基づいて令和4年度末で廃止の予定であることから、ホストコンピューターに依存する現在の業務システムを入れ替えるものである。

2番、国民健康保険に係る業務システムの再構築の概要についてである。国保業務については、現在の課題として、業務ごとにホスト系のシステムやオープン系のシステムが複数乱立している。その結果、システム間のデータ連携や運用が複雑化し、非効率化を招いている。また、法改正等があった場合にシステム変更等保守性の低下や運用補守業者が複数にまたがることによる弊害も生じている。それらを解消するため、今回のシステム再構築では、他の自治体でも導入実績のあるパッケージ製品を導入し、業務の標準化や、システム間連携の最適化、区役

所窓口事務の効率化、ICTコストの最適化などを実現し、課題の解決を図るという内容になっている。

次に、3番、地方公共団体の情報システム標準化に向けた取り組みとの関係についてである。現在、国ではデジタルガバメント実行計画を策定し、地方公共団体の情報システムを標準化、共通化する取り組みを進めている。これは令和7年度を目標としており、本市を含め、全国の地方自治体に対応のための準備を求めているところである。今回導入するパッケージのシステムは、国民健康保険については国の標準仕様がまだ示されていないことから、国の仕様に準拠したものとはなっていないが、国から標準仕様が示された暁にはパッケージのバージョンアップ等により対応が可能とされており、今回のシステム入れ替えによって国の流れにも遅滞なく対応できる予定である。

資料1にお戻りいただきたい。特定個人情報を取り扱う事務及びシステムの基本情報についてである。まず、枠内の1番、対象となる事務である。(1)事務の名称、(2)事務の担当部署、(3)事務の概要については、前回から変更はない。事務の名称は国民健康保険に関する事務、事務の担当部署は保険年金課、事務の概要としては、国民健康保険法に基づき実施する事務として、保険料の賦課に必要な資格情報の把握、管理、所得情報の把握、管理、収納情報の管理、滞納情報の管理、保険給付、支給事務を行うための給付情報の管理、各種証明書の交付事務を行うための資格情報の把握、管理などとなっている。

また、国民健康保険については新潟県国民健康保険団体連合会等との被保険者の資格情報等の連携や、オンライン資格確認の実施のための社会保険診療報酬支払金等との資格情報の連携等も行っている。

次に、2番、取り扱う特定個人情報ファイルについては、ファイル名、国民健康保険情報ファイル。事務上のメリットとして、国民健康保険事務の被保険者の所得状況や住民情報のやり取りを効率的に行い、国民健康保険の公平公正な賦課を執り行うことができるなど、これも前回から変更はない。

変更があるのはその下の3番、前回実施時からの主な変更点になる。まず、一つ目の丸として、新潟市情報システム最適化推進計画に基づく業務システムの再構築、入れ替えということで、これは先ほど説明させていただいた内容になる。

その次の丸、国民健康保険に係る業務システムの入れ替えに伴い、今回、評価書の内容全部について見直し、修正を行った。今回修正した内容は、新システム稼働後の状態になるので、令和5年1月の状態を想定して記載している。具体的な変更内容としては、今回、共通基盤システムが提供する統合データベースを活用したシステム間連携の変更などになる。また、今回、現在、国民健康保険で使用している複数の業務システムの新システムへ統合、一元化に伴い、複数のシステムの運用保守などを評価書から削除している。さらに、業務区分ごとの記録項目の整理もさせていただいた。

最後の丸になるが、今回、同一の業務パッケージを導入した他の事務、具体的には、この後に説明する国民年金に関する事務、固定資産税、都市計画税に関する事務、地方収納及び徴収に関する事務がすべて今回、同一の業務パッケージを採用したことから、表現の統一を図るた

めに全体の記載内容の変更を行っている。ただし、特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策等については、基本的に変更していない。

ここで、図を使って説明させていただく。資料3、国民健康保険事務に関するシステム間連携の流れをご覧いただきたい。こちらの図の左側が変更前のシステム間連携の流れ、右側が変更後を示している。ピンク色、網掛けにしている部分が変わった部分である。この変更前の図を見ていただくと、変更前の図の右側について、国民健康保険事務支援システムと連携する形で、高額療養費支給支援システムや返納金求償業務システム、国民健康保険収納支援システムなどが、国民健康保険業務の中で複雑に連携し合っていた。変更後は、新たな業務パッケージとして、国民健康保険システムという一つのシステムに集約・統合している。

ただし、国民健康保険収納支援システムについては、後期高齢者医療制度や介護保険制度など、ほかの保険制度等とも連携する必要から、一部機能を残させていただいているが、大半の機能については国民健康保険システムに集約するものである。これにより、国民健康保険業務の中でもシステム間の複雑な連携が生じていたものが集約され、一つのシステムの中で完結し、業務の効率化が図れるようになる。

また、変更前は、住民記録システムや市民税オンラインシステム等、国保業務がそれぞれ個別に連携していたため、連携パスが非常に多くなり、外部システムとの連携が複雑化していたが、共通基盤システムの機能として提供される統合DBを介して、一元的に連携することで連携パスが単純化され、こちらも最適化される。

一方で、システムの入替え以外の部分、国民健康保険事務自体の流れ、外部に向かったの連携の流れは基本的には変更はない。セキュリティ的にも、これまで複雑であったものが単純化されることによって、全体に安全性が増すと考えている。

また資料1の3ページに戻っていただきたい。3ページの特定個人情報ファイルの取り扱いのプロセスにおけるリスク対策である。先ほど申し上げたとおり、基本的に事務の内容が変わったわけではないので、記載内容に変わりはない。ただ今回、システムの入替えに伴い、他のシステムとの表現の統一を図るために、記載内容全体の見直し等を行っているので、表現の変更はあるが、趣旨、内容的に変更があったものではない。

上から順番に主なものについて説明させていただく。まず、1番、特定個人情報の入手に係るリスクと対策措置については、主なものとしては、窓口で申請書等の受付に際して本人確認書類の確認を厳格に実施することにより、本人以外の情報を記載させないようにしている。あと、本人が必要でない情報を誤って記載することがないように、分かりやすい記載要領を用意している。

次に、2番、特定個人情報の使用に係るリスクと対策については、庁内連携システムとの連携において、利用者が適切な権限を保持している場合にのみ個人情報の連携を許可する仕様となっている。また、ユーザーID、パスワードによる認証を実施して、不正が行われないような対策を実施している。次に、全職員を対象として情報セキュリティとコンプライアンスに関する研修を毎年実施している。さらに、システム利用者が定期的にログ記録を取得し、業務外利用した場合には記録等から特定できることを職員に周知して、事務外の利用を抑止していく

ということである。

3番、特定個人情報の提供、移転に係るリスクと措置については、特定個人情報の提供については関係法令等で定められた必要な範囲のみに限定して行っている。また、システム等を操作できる職員はアクセス権限を与えられた職員に限定されており、ほかの職員は情報照会等ができない。

次に、4番、情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスクと対策措置については、情報照会機能により情報提供ネットワークシステムにより情報照会を行う場合には、提供許可証の発行と内容照会、照会許可証リスト等の照合を情報提供ネットワークに求め、情報提供ネットワークシステムから許可証を受領してから情報照会を実施することになるということで、法律で定められた情報連携以外の照会は行えない。

最後の5番、特人情報の保管、消去に係るリスクと対策である。これについては、特定個人情報を管理しているサーバーはデータセンターに設置している。建物内は厳重な入退室管理が行われている。また、データセンター内でさらに施錠されたサーバーラック等に入っている。電子的記録媒体も施錠可能な保管場所に隔離しているとともに、バックアップ等も確実に実施し、その遠隔地保管も行っている。また、サーバー端末機器、記録媒体等を保管移転またはリース返却時においては、情報を消去する場合には復元不可能な状態にするということで、業者委託する場合は記録装置または記録媒体の物理的な破壊と廃棄証明書を提出させているという対策を執っているところである。

最後に、事前配付させていただいている資料の最後の紙をご覧ください。資料6である。前回、昨年、第三者点検をお願いした際に審議会からいただいた意見書で、昨年の段階においては適切に対応されており、新たな意見はないというご意見をいただいている。今回のシステム入れ替えにおいては、先ほどから申し上げておおり、今まで複雑に絡み合っていた各種システムを統合整理することによって全体的にリスクは低減されるので、入れ替え自体による新たなリスクというものが発生することは考えていない。ただし、今まで長年にわたって使用してきたシステムを新しいシステムに入れ替えることで、切り替え当初においては操作に不慣れ、入力画面あるいは手順が若干変わることによって、混乱が生じる可能性もあると考えている。その辺については、事前に操作研修の徹底や、習熟期間を事前に設けるなどして、それらのリスクに対しては徹底排除ということで対応していきたいと考えている。

高木部会長 それでは、ただいまの説明内容に関して質問はないか。意見はこの後でお聞きするので、まず、今の説明内容に関する件で質問があればお願いします。

梅津委員 ホスト系からオープン系に移すということで、標準化やコストダウンを目指していらっしゃるということは分かる。確認だが、業務手順がこれまでと変わるということなので、個人情報の流出を防ぐといった対策を適切にされているのか。

もう1点、仮想化、クラウド系になっていると。昨今のマルウェア、いわゆるシステムに対する攻撃に関しては、新しいシステムを導入することである程度防げるのか。もしくは、防ぐような対策をなさっているのか。この2点をお聞かせ願いたい。

保険年金課 まず、1点目の業務手順が変わることによるところだが、ご指摘のとおりである。

今回、オープン系のシステムを入れることによって、これまで、ある意味、新潟市独自のやり方を実現できるようにゼロから作り上げたオンリーワンシステムで新潟市の業務は動いていたわけだ。このたびの目的としては、業務自体を標準化して、逆にシステムに合わせて業務の手順を変えていこうという内容になる。職員からも、どのように変わるのか、それで大丈夫なのかという意見も出ている。変更となる点を事前に明確にしたうえで、その業務手順の変更、入力画面の変更等についてきちんと対応できるようにしていく。

また、マルウェア等の対策については、今回構築するシステムについては、これまでもそうだったが、インターネットからは完全に隔絶されたネットワーク上で構築するし、また、対策ソフトも導入している。さらに、今回の導入に当たっては、構築メーカーからペネトレーションテスト、疑似攻撃を意図的にしかけて、それに耐えられるかという強度を事前に確認する試験を実施する予定であるので、そこで対応できると考えている。

高木部会長 ほかにご質問があればお願いします。

では、私から。資料2の再構築の概要に、下から2番目に市役所窓口業務の効率性維持という項目があるが、システムを全部入れ替えたことによって、最終的なユーザーである市民の手数が増えた、もしくは減ったとか、そのようなことはあるか。

保険年金課 基本的には、内部事務に使用するシステムの変更なので、市民の手数が増えることはないと考えている。ただ、情報連携にかかる時間を短くしてお客様の待ち時間に影響がないように配慮したい。

高木部会長 了解した。

ほかに質問はないか。

それでは、ただいまの案件について、委員の皆様から意見があれば伺いたいと思う。

梅津委員 意見書における要望として、ひとつお願いします。パッケージの標準化、オープン化に際して、誰もがという表現は変かもしれないが、一定数はシステムに触れることができる形になると思うので、職員の情報セキュリティ教育、個人情報の教育は、より徹底していただきたい。触れることができる人は限られるとは思いますが、オープン系になるのであれば、やはりそれらの教育を今まで以上に徹底していただきたい。

高木部会長 よろしいか。

保険年金課 はい。

高木部会長 ほかにご意見はないか。

それでは、今の発言を中心に意見をまとめていきたいと思う。最終的な案については、私に一任いただければ、言葉などを整理したうえで事務局から通知させていただくこととしたと思うが、よろしいだろうか。

それでは、議事の1をこれで終了する。

続いて、二つ目の議事である「国民年金に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の点検について、実施機関から説明をお願いします。

保険年金課 引き続き、私から、「国民年金に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、説明させていただきます。

また追加と差し替えの資料を配付させていただきます。

使用する資料は、事前送付資料のうち、保険年金課②と書いてある資料になる。また、ただいま配付させていただいた資料は、資料3と書いてあるものについては先ほどと同様、今回変更となる部分を分かりやすいようにピンク色で網掛けさせていただいた資料になる。また、資料7と書いてあるものは、前回の国民年金に係る事務の点検の際に10項目のご意見をいただいていたので、それへの対応を取りまとめさせていただいた資料である。

それでは、説明に入らせていただく。先ほどと共通する部分も多いので、そこについては飛ばしながら説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。今回の特定個人情報保護評価の再実施に係る経緯についてである。新潟市国民年金に関する事務に係る特定個人情報保護評価書については、令和元年12月25日に第三者点検を実施していただき、令和2年5月11日付で公表している。こちら先ほどの国民健康保険のシステムと同様に、令和5年1月にシステムの再構築、入れ替えを予定している。それに基づいて、特定個人情報ファイルに対する重要な変更に当たるということで、今回、再評価を実施するものである。こちらの評価書についても、令和4年1月17日から2月15日までパブリックコメントを実施した。その結果も踏まえて、今回、点検を依頼させていただくものである。

資料2をご覧ください。こちらについては、内容は先ほどの国民健康保険の内容と変わりはない。1番については、国民年金のものについても情報システム最適化推進計画の中に位置づけられた、市役所全体としてのホストコンピューターの廃止に向けてのシステムの入替えになっている。また、2番としても、国民年金にかかる業務システムについては、先ほどの国民健康保険と同様に、現在、ホスト系のシステムとオープン系のシステム複数で運用している。それに伴って、業務運用の非効率化等が発生していることから、その解消を目指して、他自治体での業務実績のあるパッケージ製品の活用による業務標準化を行う。また、システム間連携の最適化やコストの最適化を図ることを目的として実施するものである。3番のデジタルガバメント実行計画との整合性についても、先ほどと同様に、国から標準仕様が示されていないのでまだ準拠していないが、今後のバージョンアップによって対応することでスムーズに対応可能とするということになっている。

資料1の1ページ、下段の2、特定個人情報を取り扱う事務及びシステムの基本情報についてである。こちら先ほどの国民健康保険と同様に、1番、対象となる事務、取り扱う特定個人情報ファイルについては、前回から変更はない。事務の名称は、国民年金に係る事務。担当部署は保険年金課。事務の内容としては、国民年金法に基づいて、国民年金第1号被保険者の加入を行うこと。また、保険料の免除申請等の受け付けを行うこと。また、高齢基礎年金、障害基礎年金、その他年金制度等に関する裁定請求書の審査、受理を行うこと。また、これら窓口で受理した届出書を日本年金機構へ送付信託することとなっている。

2番、取り扱う特定個人情報ファイルについては、ファイル名としては年金情報ファイル、事務上のメリットとしては、所得情報、住民記録情報が必要な場合は、日本年金機構が情報提供ネットワークを通じた地方税関係情報、住民票関係情報の照会が可能となり、行政の効率化

が図られるものになる。

めくっていただいて、2ページである。こちらに記載されている内容も、先ほどの国保とほぼ同一の内容となっている。一つ目の丸が、システム最適化推進計画に基づくシステムの入替えであるということが書いてある。また、2番目については、共通基盤システム上で情報構築して、情報連携についても最適化するという。また、評価書の記載内容全体について、他の業務との統一を図るために記載内容の見直し、変更を行っている。システム入れ替えに伴う変更がメインになるので、特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策等については、基本的に変更はない。

資料3を見ていただきたい。左側が変更前、右側が変更後となっている。こちらについては、市町村で行っている国民年金の事務自体が、国からの法定受任事務として、申請者からの届け出あるいは免除申請等を受け付けて、それを取りまとめて年金機構に進達するということである。国民健康保険と違って、保険料の賦課、徴収、滞納管理などはすべて日本年金機構で行っている。市町村で行っている事務内容は非常に限定的なものになるので、この図としては非常に単純な形になっている。

それでは、この図に基づいて説明させていただく。変更前は、図の左側に国民年金受付処理システムが、その右側にある住民記録ホストシステムと情報連携、あるいは市民税オンラインシステムから直接所得情報をもたらすという形になっていた。また、委託業者に紙、電子媒体という流れがあるが、こちらは国から送られてきた処理結果の通知、紙で来るものをパンチ入力してそれぞれのシステムに反映するという事務処理を行っていたが、変更後の図を見ていただくと、システム自体は新しい国民年金システムになり、それを住民記録ホストシステムから連携するものではなく、先ほどの国保と同様に共通基盤システムと一元的に連携を行う。市民税の所得情報や住民記録の情報等については共通基盤システムの中にある、統合データベース連携基盤を介して情報を連携することによって、情報連携の最適化を図るものになっている。

また、変更前は住民記録ホストシステムから所得情報や住民異動情報を出力していたが、今後は国民年金システムから出力されることになる。ここで出力された情報については、日本年金機構に進達されるが、こちらはネットワーク経由ではなく、紙及び電子媒体によって情報の受け渡しを行う。また、日本年金機構から市町村へ処理結果の送付があるものについても、ネットワーク経由ではなく、紙及び電子媒体を通じた情報の受け渡しということで、ここはネットワーク的には連携していないものになっている。

また、変更前にあった委託業者のパンチ、処理結果の入力委託については、今回の入れ替えをもって廃止して、国から来る電子媒体から取り込む。それ以外の申請者からの届け出や申請書等については、事務の流れは基本的に変更はない。

資料1に戻っていただきたい。資料1の3ページ、特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策である。こちらも基本的に変更していないので、ほぼ国民健康保険事務と重複する内容になっているので、細かい説明は省かせていただくが、1点、違うところとしては、これの4番、情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスク対策については、先ほどご説明したとおり、国民年金事務の処理においては、情報提供ネットワークを通じての処

理は認められていないことからこの接続に係るリスクは発生しないということで、該当なしとさせていただいている。

それ以外の部分については先ほどの国民健康保険の内容と重複するので、個別の説明は飛ばさせていただきます。

最後に、追加資料としてお配りした資料7をご覧ください。こちらは前回、第三者点検をお願いした際にいただいた審議会の意見10点と、その対応について記載させていただいたものである。1番については評価書の記載が見にくいので、見やすく変えていただきたいという意見をいただいている。これについては、他の評価書との整合性を図りながら、番号、記号の表記等を整理、修正させていただいたので、全体に修正を入れさせていただいている。

2番、不適切な方法で入手が行われるリスクについて、不適切な方法で情報が入手された場合の対応についても記載することが望ましいとご指摘いただいた部分である。ここについては、ご意見を踏まえて、不適切な方法で情報入手されていたことが判明した場合には、原因を追及し、防止策を講じると記載させていただいた。

その次の項目がユーザー認証、パスワードの管理についてで、パスワードの設定期間、変更期間が定められているのであれば、具体的に明記することが望ましいとのご意見をいただいたが、こちらは明文化したパスワードの変更期間を定めていないので、定期的に変更していると記載させていただいた。ただ、こちらは実質的には市役所全体としての職員認証の運用の中でパスワードを変更しており、現在の運用が設定後12か月後にパスワード変更を促す画面が出ることになっているので、実質的には12か月に1回となっている。ただ、こちらは運用の変更も想定されることから、定期的に変更しているという記載にとどめさせていただいた。

なお、基幹業務のポータル職員の認証については、パスワードだけではなく、生体認証も加えた2要素認証を採用しているので、権限のない者によって不正にパスワードが使用されるリスクについては十分な対策がされていると考えている。

前回の指摘については大体対応させていただいているので、後ほどお読みいただければと思うが、1点だけ。5番で、アクセスログの保存期間について明記することが望ましいとご指摘いただいている。検討したのだが、ガイドライン等にアクセスログの保存期間等に特に定めがあるものがなかったことと、逆に明示しないほうが、いつまで残っているか分からないという意味も含めて、仮に不正をはたこうとする者が事務外で使用する場合の抑止につながって、結果としてリスク対策に資するのではないかと考えているので、これについては保存期間の明記を行わないこととさせていただきたい。

それ以外のところについては、前回のご指摘の点について、対応させていただいているので、後ほどお読みいただければと思う。

高木部会長 それでは、ただいまの説明内容に関して、最後に説明のあった審議会意見への対応についても含めて、ご質問、ご意見があればお願いします。

一つよろしいか。個人番号については、紙媒体が主体で処理が行われていると、個人番号そのもののやり取りは、システム上、特別な場合以外は発生しないというような理解でいいだろうか。

保険年金課 国民年金の事務については、日本年金機構に情報を進達する際に、年金機構がマイナンバーで所得情報や資格情報を検索することが主で、地方自治体においてマイナンバーを利用して検索をかけた、情報照会をかけたということは自治体では行っていない。

高木部会長 そうすると、その考え方自身は従来どおりと理解しておけばよろしいか。

保険年金課 今回のシステムの構築においても、市役所内部の事務において、マイナンバーを使用する内容はないものだから、画面上にマイナンバーは表示されないという構築をしようということで、進めているところである。

高木部会長 了解した。

ほかはないか。

それでは、意見はないということでよろしいか。

それでは、評価書の内容について、特段意見はなかったが、国民年金に関する事務において、個人情報の適切な取り扱いを当部会からお願いするというところでまとめさせていただきたいと思うが、よろしいか。

それでは、先ほどと同じように、意見書については一任いただければ、文言等を整理したうえで通知させていただくこととしたいが、よろしいか。

それでは、議事2を終了する。実施機関の皆さん、ありがとうございました。退出をお願いします。

それでは、次の案件に移る。実施機関の入室をお願いします。

では、議事3、資産税課の「固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の点検について、実施機関から説明をお願いします。

資産税課 お時間をいただき、ありがとうございます。本日は、新潟市固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務の特定個人情報保護評価書案について、点検をお願いします。

このたびの点検に至る経緯だが、今回は令和元年12月に点検をいただいている。その後、本市全体のシステムの最適化に伴い、税部門については統合型パッケージによる新たな税系システムを構築することとなり、令和5年より新固定資産税システムを稼動する予定としている。特定個人情報保護評価指針では、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、事前に特定個人情報保護評価を再実施することと規定されているので、その点検をお願いします。

今回の評価書作成に当たっては、前回いただいたご意見を反映したうえで、本年1月17日から2月15日までパブリックコメントを実施するとともに、固定資産税、都市計画税のみならず、税系システム全体での調整を図りながら作成している。

それでは、提出した資料に基づいて、各担当より説明するので、点検をよろしくをお願いします。

資産税課 資産税課の坂井である。よろしくをお願いします。説明に先立ち、先日、事前のご説明を差し上げたときに、補足の資料ということでリクエストがあったので、お配りさせていただく。

説明させていただく。資料の確認である。お手元の資料について、資料1については、評価書の概要を記載した。今回の第三者点検用の概要のペーパーである。

1点修正点があり、1ページ目の1、特定個人情報保護評価の再実施に至る経緯の中で、上

から4段目の「令和5年度から新たなシステム導入」とあるが、これは令和5年1月からなので、「令和5年より」ということで、「度」を削除していただければと思う。

続いて、資料2である。資料2は、今回導入するシステムについての特定個人情報のフローというか、業務のフローの図になっている。カラー刷りである。

資料3についてはパブリックコメント等で使った用語集である。

資料4が今回、点検いただく項目評価書になっている。

資料5については、前回、令和元年12月にご審議いただいて、点検いただいていたご意見10項目が示されている。加えて、本日お配りした資料6は、点検で出た意見について、その対応表ということで、見やすいようにひとまとめにさせていただいたものである。

資料7については、前回の点検、今回の点検での作業のフロー図を比較するというで、前回の図面をつけて、今回と比較できるようなカラー図面となっている。

それでは、説明させていただく。今回の点検について、システムの再構築ということなので、概要に書いてある事務の取り扱いについては大きな変更はない。最初に、資料6に基づき、前回、令和元年12月にいただいたご意見についての対応をご説明させていただく。

まず、1点目である。3、特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおける対策。2、特定個人情報の入手。リスク1、目的外の入手が行われるリスク。対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容の中に、申告の際に申告者本人の情報であることを窓口で確認しているとの記載があるが、窓口での本人確認の方法について具体的に記載することが望ましいということについて、今回の評価書の16ページの同じ項目の中に、一番上の本人または代理人からの入手、黒四角ぼちから2段下がったところに、窓口での個人ナンバーカードその他本人確認書類の確認を厳格に取扱職員に行わせていると記載した。

続いて、2点目、3、同じ項目の中に、eLTAxによる入手についての記載があるが、記載してある内容では対象者以外の情報の入手を防止するための措置であるとは読み取りにくい。適切な内容に訂正することが望ましいと考えるというご意見に対しては、同じ項目の黒四角ぼちの3番目の、他機関からの入手における措置ということで、その下に、eLTAxを介した情報はシステム制御により情報提供先、自治体以外が情報を入手できない仕組みとなっていることを記載した。

3点目、その項目の一つ下、16ページの必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容である。不適切な方法で情報が入手された場合の対応について、記録することが望ましいと考えるというご意見に対して、黒四角の2番目、庁内連携における措置のところ、庁内連携システムには当該対象者の必要情報以外の情報は格納されていない。また、あらかじめアクセスできる情報を業務システムごとに制御しているため、既存業務システムは許可されていない情報の取得ができないことを明確に記載した。

4点目は、同じ16ページのリスクに対する措置の内容である。そちらに、パスワードの変更期間が決まっているのであれば、期間を具体的に明記することが望ましいと考えるというご意見に対して、黒四角ぼちの2段目に、アクセスログを記録することにより、不適切な方法での入手を抑止していると追加した。さらに、次の黒四角の庁内連携における措置の中に、庁内

連係システムを利用するか、業務システムにID、パスワードを設定することで、他システム用の情報データベースのアクセスを抑止している。またその次の段に、データ表示時の動作記録を残すことで不適切な方法での入手を抑止しているということで、記載した。また、補足として、何か大きなインシデントが発生した場合については、ICT政策課が出しているICTインシデントが発生した際のフローに従って、所属の上司よりICT政策課に速やかに報告するとともに、ICT政策課を通じ、総務省や新潟県、NISCなどに報告を行うよう、発生したインシデントの対象や内容、被害や影響範囲によって適正な判断を行い、対処することとなっていることを申し添える。

続いて、5番目のご指摘である。18ページの一番頭にある具体的な管理の方法、これも同じように3番だが、こちらの具体的な管理方法の中に関してだが、パスワードの変更期間が決まっているのであれば、期間を具体的に明記することが望ましいと考えるということに関して、パスワードの管理について、括弧書きで、権限を有する者だけが個人番号の閲覧が可能と書いてあるのだが、補足として、人事異動に合わせてユーザー登録を実施しているので、異動した職員については削除しているので、所属の職員のみ期間と理解していただければと思う。また、生体認証機能を導入しているので、第三者によるログインは極めて難しいものと理解している。

続いて、6点目のご意見、同じく18ページである。中段やや下に、リスクに対する措置の内容とあり、こちらの内容の中で、アクセスログの保存期間について明記することが望ましいのではないかとのご意見に対しては、システム利用者が定期的にログ記録を取得し、業務外利用をした場合にログ記録から特定することが可能であることを職員に周知すると。これにより、事務外の利用を抑止しているということで、記録した。補足として、現行のシステム、今、まだ使っているシステムだが、平成28年よりすべてのアクセスログを保存している。また、新システムについては、正確な保存年限がまだ確定していないのだが、新システムにおいては、3年間保存という取り扱いを想定して事務が進んでいる。

続いて、7点目は、同じく18ページの下段に近いところ、リスクに対する処置の内容についてのご意見である。パソコンのシステム上での複製が不可能であれば、そのことについて明記することが望ましいと考えるというご意見に対して、18ページのリスクに対する措置の内容の項目の中に、決められた電子記録媒体のみ使用を認め、それ以外の電子記録媒体の使用を禁じており、その電子記録媒体については厳重に保管し、業務時間外における使用は一切認めていないということを追加し、その下のほうに、システムには閲覧した特定個人情報を端末に出力、保存する機能がないため、ファイルが不正に複製されることを防止していることを記載した。また、補足として、我々が使用している基幹系システムについては、インターネットなどを利用して外部に送信することはできない仕様となっている。

続いて、8点目のご意見である。職員一人一人の特定個人情報の意識を高めるため及びヒューマンエラーのリスクを減らすため、コンプライアンス研修や情報セキュリティ研修を実施して、職員の意識向上を図ることが望ましいというものに対しては、実際に研修をしているので、この内容について、まず、18ページの先ほど申し上げたリスクに対する措置の内容の中に、

1 番目に情報セキュリティ研修及びコンプライアンス研修を年1回実施しということで、明記させていただいた。また、研修に関する項目としては、25ページの4、その他リスク対策における監査、具体的な内容の中に、全職員を対象とした情報セキュリティ研修とコンプライアンス研修を年1回実施し、情報セキュリティと規範意識の向上を図っていく、さらに、初任者研修及びセキュリティ責任者については別途情報セキュリティ研修を年に1回実施しているということで、こちらにも書いた。さらに、その下の段、受託者に対する教育啓発の欄の具体的な方法の中に関しても、上から4行目にセキュリティ研修を年に1回実施している職員の意識の向上が図られるよう工夫し、研修内容を充実させるというように具体的に行っている研修内容を記載した。

ちなみに、令和3年度においては、コンプライアンス研修を4月に実施。情報セキュリティ研修については、各所属長からの伝達研修により7月に実施している。

続いて、9点目のご指摘である。委託先、再委託先による特定個人情報に対する不正な処理が行われるリスクを回避するために、可能な限り委託、再委託を減らしていくための検討を行っていただきたいというご意見である。この回答に関しては、評価書に記載するというのではないが、今回の連係システムの全面的な刷新に伴い、大手ベンダーの自社開発ソフトの導入を図ることによって、管理運営においてベンダーが直接実施することとなるので、再委託については、今回のシステムの改修で大幅に減少するものと考えている。

10点目である。委託先、再委託先による特定個人情報の消去や廃棄に係る処理において、廃棄証明書の提出を求めているのであれば、特定個人情報の不正な処理の防止のために廃棄証明書を提出してもらうことが望ましいと考えるというご意見に対しては、我々の所属だけではなく、令和2年3月25日付でICT政策課より、記憶装置の廃棄についての通知が全所属に行われ、処分を証するものの提出を求めていることとなっている。

このことについては、19ページ、4、特定個人情報ファイルの取り扱いの委託の1段目の情報保護管理体制の確認の1番目に、委託契約を締結しようとするときは、新潟市情報セキュリティポリシーと個人情報取扱特記事項の内容に基づき、受託者の情報を管理するための組織体制、方法について確認を行いということで、受託者に対して依頼するとともに、24ページの7番、一番下段のところ、新潟市における特定個人情報の保管、消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置のところ、新潟市における措置という中で、文章の最後に、今までは消去するとなっていたが、記憶装置の廃棄処分を証するものの提出を求めているという後半部分を追記している。

以上、前回ご意見をいただいた10項目について、評価書に反映させていただいていることを説明させていただいた。

今回の評価書の概要だが、先ほど冒頭に申したとおり、いわゆるホスト端末の廃止に伴う新システムの導入というものであり、固定資産税業務の作業フローが著しく変わるものではない。システム改修であることで、指針に従い、第三者点検を実施するものとなっている。また、固定資産税等の賦課業務で取り扱う特定個人情報の事務取扱のあり方が旧来と大きく変わることはないので、申し添えさせていただく。

続いて、実際に今回、一番大きな変更となる、令和5年3月より新たに稼働する新システムの概要について、担当である資産税課大坂よりご説明させていただきます。

資産税課 資産税課の大坂である。よろしく願います。

説明させていただきます。お手元にある資料2と7をご覧ください。資料2は、今回の評価書の8ページのカラー版のものである。資料7は、前回とあるものが今、使っているシステムであり、今回とあるものが令和5年に新しくなるものの図である。

今回の対象の資産税課のシステムは、図面中ほどの青い四角の箱で、赤枠で囲ってあるものが対象のシステムとなっている。資料7の中間にある固定資産税システム、前回の固定資産税システムというところと、今回の税系システム（固定資産税システム）が対象のシステムとなっている。固定資産税システムについては、平成6年度に導入したものである。その後、税の中では平成11年、平成14年に納税課のシステムが稼働しているところである。これら税系システムは、構築当初から現在に至るまで、システム構想、設計思想をそのままとして、市町村合併、政令指定都市、法改正等、その都度、プログラム改修によって対応してきた。5年程度ごとの機器更新により、ハードウェアやミドルウェアなどの更新はしてきているところだが、設計思想から見た稼働年数については相当の年数を経過しているところである。このたびの新潟市全体のシステムの最適化を受け、今まで税部門ではそれぞれの部署で独自に構築していたシステムを市販の統合型のパッケージシステムを導入することとした。

資料2の図面をご覧ください。税系システムと書かれた下のほうには、固定資産税、収納管理システム、滞納管理システムとあるとおり、一体型のシステムの中に部門システムとしてそれぞれのシステムがメニューとしてある。システムの使用に当たっては、各職員の所属、係、担当業務によって利用できる機能に制限がかけられており、資産税課職員であっても係が違えば、例えば、土地係の職員は土地の異動入力ができるが、家屋の異動入力できないとか、資産税課の職員は納税課のメニューを起動できないようになっている。この辺の制限については、システム責任者である各所属長からの依頼で使用する職員を登録し、また、所属を離れた職員については速やかに資格を外すなど、利用制限を厳しく管理しているところである。

このたびのシステム更新に伴い、操作研修による操作ミスの防止、セキュリティ研修による意識向上を図り、インシデントの発生防止を所属長のもとと税務組織一丸となって進めていくところである。

高木部会長 ただいまの説明について、質問があれば願います。

梅津委員 1点よろしいか。一つ前の保険年金課の説明では、こちらの要望であるアクセスログの保存期間に関して、明示しないほうが抑止力があるということで、保存期間の明記を行わないというお答えだった。資産税課は、ログ記録から特定することが可能であることを職員に周知徹底すると。これにより、事務外の利用を抑止している。また、現行のシステムは平成28年よりすべてのアクセスログを保存、新システムにおいては3年間での取扱いとなっている。どちらの部署も共通基盤の中で総合パッケージを運用するわけだから、庁内である程度統一したお考えを持ったほうが良いと思う。ICT政策課が総合情報基盤を導入し、パッケージを導入するというのであれば、今回ICT政策課は出席していないが、ICT政策課で統一した

ルール、方針を出されたほうがいいのかという気がする。

資産税課 おっしゃるとおり、3年間というのは一般職員にとっては知らなくてもいい情報でもあり、また、3年たてば分からなくなるというような意識を持たれては困るので、言わないほうがいいのかなどは。

資産税課 ただ、前回のご指摘では明記したほうがいいのかというご指摘もいただいているので、その辺、ICT政策課とか、保険年金課とも、私どもで調整させていただいて、統一的な見解がとればいいのかと思っている。

高木部会長 論拠に基づいた意見は言えないが、前回の意見も、明記したほうがいいのかというのが前提の意見だったので、それに対して必要ないのだという回答も理解できる。ただもう少し慎重に議論して決めたほうがいいのかの内容を含んでいるのではないかと。

ほかにご意見はないか。

評価書の内容について、今の意見を踏まえて、私に一任いただければ、文言を整理したうえで事務局から通知していただくことにしたい。よろしいだろうか。

それでは、議事3を終了する。実施機関の皆様、ありがとうございました。

次の案件に移る。実施機関の入室をお願いします。

それでは、議事4について始めさせていただく。納税課の「地方税の収納及び徴収に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の点検について、実施機関から説明をお願いします。

納税課 納税課長の荒木である。今日はよろしくをお願いします。

「地方税の収納及び徴収に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の点検について、点検をよろしくをお願いします。資産税課と同様に、来年度に予定しているシステムの入替に伴う評価の再実施になる。変更内容は、システムにかかる部分がほとんどであり、取り扱う事務の内容、またセキュリティの対策などについては大きな変更はない。

詳細を担当からご説明させていただく。

納税課 納税課の島田である。よろしくをお願いします。

お手元の資料に沿ってご説明させていただく。1枚はぐっていただいて、納税課の資料1、特定個人情報評価書の概要（第三者点検用）をご覧ください。はじめに1、特定個人情報評価の再実施に至る経緯である。本評価書については、前回、令和3年1月28日に実施した本審議会での点検を経て、令和3年4月7日に公表しているが、このたび、令和5年1月に予定している収納管理、滞納管理システムの入替を行うに当たり、特定個人情報保護評価指針に基づき、特定個人情報評価を再実施するものである。

再実施する評価書については、令和4年1月17日から令和4年2月15日までパブリックコメントを実施した。その結果を踏まえ、今回、第三者点検をお願いしますのものである。

2、基本情報の1、対象となる事務についてである。(3)の事務の概要について、課税システムから関係される課税情報に基づき、地方税等の収納管理のほか、過誤納金の還付、督促状の発送、口座振替のデータ作成、滞納処分等に関する事務を行っている。事務に関するシステム関係の流れと、次の項目の2、取り扱う特定個人情報ファイル、またその次の3、前回実施時からの主な変更点については、今ほどお配りしたカラー刷りの図、資料2を見ていただきな

から説明をお聞きいただきたい。

資料2をご覧ください。こちらは地方税の収納及び徴収に関する事務に係る情報の連携について記載している。右側が前回、現行の内容で、左側の今回と書いてある方が新システム移行後の内容となっているので、左側の図をご覧ください。図の上の方にある納税義務者とその下の税系システムとの間の矢印Aが事務の流れについて示したもの。また、図の中ほどにある税系システムとその下にそのほかのシステム等があるが、その間の矢印Bについては事務及びシステム間の連携データの流れを示したものである。具体的な事務や連携データの内容は、図の一番下に記載している。

また、表の中ほどの左側に矢印の凡例があるが、これらの事務や連携データの中で特定個人情報を含むとか当たらないものを判別するために、特定個人情報を含むものは実線の矢印を、特定個人情報に当たらない情報は破線の矢印を使用している。また、特定個人情報を含むもの内、特に個人番号、マイナンバーを含むものは赤い矢印としている。

それでは、主なデータの流れについて説明する。課税情報は図の中段左にある市民税オンラインシステムや、今回、税系システムとして統合された固定資産税システムなどの課税システムから収納管理システム、滞納管理システムに連携される。また、上段の納税義務者からの納付情報は、金融機関等を経由して、税系システム内の収納管理システム等と連携される。このように、課税と納付の情報を突合させ、その結果により過誤納金の還付、督促状の発送等を行っている。また、未納の場合は、税系システム内の収納管理システムから滞納管理システムへ連携し、滞納整理の事務が行われる。

次に、特定個人情報を扱う収納・滞納情報ファイルについて説明する。税系システム内にあるこのファイルは、収納管理システム、滞納管理システムに宛名や口座など税系システム全体で共通して管理、利用する業務共通システムを加えた三つのサブシステムで構成されている。特定個人情報を保有することにより正確かつ効率的に納税者の情報を把握することが可能となり、業務の効率化が図られるものである。

次に、前回実施時からの主な変更点について説明する。システムの入替えに伴い、システム変更に係る評価書の内容全体を見直した。A3の左側の今回の図と右側、前回の図を見比べていただければと思う。赤で囲んだ箇所が前回の評価書と今回との主な変更箇所である。はじめに、図の上の方、事務の流れについてである。納税者が申告や納付、納税猶予の申請などの手続きを電子的に行うため、eLTAの共通納税システムや電子申告システムでの手続きという絵を追記している。また、本市で実施している現年課税の未納の早期解消を図るため、電話や手紙、ショートメールにより、納税者に未納をお知らせする新潟市市税納付お知らせセンターを開設していることを図中に追記した。ただし、これらの追記については、一部の内容を明確に記載したもので、特定個人情報の取り扱いに変更はない。

続いて、特定個人情報ファイルの内容についてである。今回の評価見直しは、システム入れ替えによる特定個人情報ファイルの変更によるものなので、少し詳しく説明する。図の真ん中辺りになる。一つ目として、収納、滞納情報について、右側の現在については、税収のオンラインシステムと税収納支援システムという二つのシステム、ベンダー2社のシステムを現在使

用しているが、左側の今回では、中ほどに税系システムとあるが、収納管理と滞納管理システム、さらに固定資産税システムとが一体的にパッケージ化されている税系システムを導入するものである。また、市民税オンラインシステムについては、現行システムを残すため、このシステムが取り扱う住民税、軽自動車税、諸税の各課税情報は今までどおりデータ連携により収納システムで取得する。

二つ目は、ホストシステムの廃止に伴い、本システムの業務共通サブシステムで取り扱う宛名情報などを市民税オンラインシステムも含めて税系システム全体で共通して利用する。

三つ目として、ホストシステム及び汎用データベースシステムの廃止に伴い、市民税オンラインシステムをはじめ庁内関連システムとの連携は、新たな庁内連携システムである共通基盤システム経由での連携に変更する。

図での説明は以上になる。資料1にお戻りいただきたい。ここままで資料1の2ページ目の上のほうの囲み③までご説明させていただいた。

続いて、変更点の四つ目として、④特定個人情報ファイル記録項目について、システムが変わったので、記録項目を新たなものに変更する。

最後、五つ目となるが、今回のシステム変更を機に特定個人情報ファイルで保有する特定個人情報の保管期間について、新潟市行政文書管理規則に則り、短縮する見直しを行う。これまでの評価書では、特定個人情報の保管期間について20年以上としていたが、今回の評価書では10年以上20年未満とした。これは、新潟市公文書管理条例に基づく新潟市行政文書管理規則において、調定簿兼収納簿の保存年限10年に準じる取り扱いとするもので、徴収及び徴収に関する事務において、調定収納情報は原則10年、法人関係に限り15年。滞納者の情報については、滞納解消後10年とすることで、特定個人情報の保管期間に一定の基準を設定した。

最後になるが、3、特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策である。こちらは先に説明のあった保険年金課や資産税課と同様、全市的に取り組んでいることであり、特に取り扱い等に変更はない。各システムにおいて個別に設定される利用権限、アクセス権限や操作履歴の記録、アクセスログの保存、ネットワーク上の強固なセキュリティ対策、データを保管するサーバーの物理的、技術的対策、そして職員に対する情報セキュリティ研修などを通じて、引き続き適切なリスク対策を講じていく。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

高木部会長 それでは、ただいまの説明に対してご質問があれば願います。

評価書の中で、一番大きく変わっているのは保存期間に関する内容になるのだろうか。

納税課 そうである。システムの変更、システムの構成以外ではそういうことになる。

高木部会長 保存期間を実際にこのように運用することで、何か今までと異なるような点は思いつくか。

納税課 もともと、今のシステム、税の情報あるいは個人情報を持つうえで、業務に必要な情報を適切に保管して使用するというのは当然、必要なことなのだが、必要となくなってきた情報を適切に処分なり消去していくというところも個人情報保護、個人番号の保護という観点で重

要という認識を以前から持っていた。こちらの審議会でも以前、保存年限等について、当然、業務のやり方に応じてということだが、検討されたいとの意見を、前々回いただいていたところである。今使っているシステムだと、特に滞納の情報と滞納の解消とか滞納期間との連動をシステム上管理できないので、直接、消去するということがシステム上難しかったのだが、今回、新たなシステムを入れるに当たって、滞納解消後から何年保有するとか、個別に設定するようなことも可能となったので、一定のルールが定められるかなということ、他都市の例も踏まえて、今回、このように、業務の支障にならない範囲で一定の保存年限を定めたところである。

高木部会長 では、前の議論をきちんと引き継いで考慮されたということか。ほかの案件では従来どおりでいいというような発言もあったりする。取り扱う中身によっても違うのだが、きちんとこちらの意見が伝わっているというか、踏まえて決めていただいたということで、よかったなというのがこちらの意見である。

ほかに質問はないか。

意見があれば願います。

それでは、意見書の内容については私に一任いただければ、文言等を整理したうえで事務局から通知していただくことにしたいと思う。よろしいだろうか。

それでは、これで議事4を終了する。実施機関の皆さん、ありがとうございました。

それでは、次の案件に移りたいと思う。個人情報保護法の改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局 最後に、事務局から報告事項である。昨年、国において個人情報保護法の改正があった。それに伴い、各地方公共団体等も令和5年4月から、その法律のもとで個人情報保護の事務を行うことになった。端的に申し上げますと、市町村ごとの条例を廃止し、個人情報保護法の施行条例を定めていくと。基本的には全国一律のルールでというのが国の考えとなっている。ただ、具体的な実務のガイドライン等が、今年4月以降に示される予定をということである。したがって、法改正は昨年あったが、事務局としてまだ具体的に動くことができなかったもので、このタイミングの説明とさせていただいたところである。

それでは、報告事項1という資料に沿って、主な部分の概要について説明していく。はじめに、私からは、法律改正の概要等についてご説明させていただき、後ほど、未確定な部分が多く、今の時点ということになるが、担当から事務の内容についてご説明したいと考えている。よろしく願います。

資料をご覧ください。まず、1ページ目である。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、これは令和3年5月に国から示された資料である。実は、今日に至るまで、国からいくつか段階的に資料などの提出があるが、まだ未確定なものであり、本日配付したものは昨年5月の時点での概要の分かりやすい資料をお配りしている。また4月以降、ガイドラインが示されて確定した段階で、正式に資料等を配付してご説明したい。

資料に戻って1ページ目である。昨年5月に個人情報保護法を含めたデジタル社会形成基本法に基づきということ、デジタル社会の形成に関する施行を実施するためということで、関

係法律の所要の整備が行われたということである。

次に、赤囲みで概要とあるところをご覧いただきたい。個人情報保護制度の見直し、個人情報保護法の改正とある。その①である。令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報保護法の改正により、従来、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律があったが、それを1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報条例についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の機関である個人情報保護委員会に一元化するとしたものである。また、④をご覧いただきたい。個人情報の定義等が国、民間、地方公共団体などで異なる部分があるため、統一することや、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化するとしたものである。

そして、改正個人情報保護法の施行期日だが、地方公共団体及び地方独立行政法人については、法の公布日から2年以内で政令で定める日とされ、各地方公共団体は条例により個人情報保護に関する規定を設け、運用してきたところだが、令和5年4月から新たに条例を制定して国の管理のもとで個人情報保護の運用を行うこととなり、新潟市においても法律のもとで管理されることになり、現在の新潟市個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報保護法施行条例を制定、施行することになる。

続いて、下の2ページをご覧いただきたい。下段に図があるが、左側に現行とある。ご覧のように、現在の個人情報保護制度の各所管や法令、対象や定義等がそれぞれ記載されているが、対象である団体によって法令等が異なっている。特に地方公共団体は、それぞれで定める条例に基づいて個人情報保護制度を運用していることから、規定や運用が異なっているところがある。例えば、最下段にあるが、個人情報の定義等において、個人情報を本人を特定できないように加工したデータを第三者に提供するものだが、その情報の名称が、国の行政機関等は非識別加工情報、民間事業者は匿名加工情報と言っている。そして、地方公共団体では、一部の団体では非識別または匿名加工情報として規定しているようだが、新潟市を含むほとんどの自治体では条例で規定していない。

過去の時点のものだが、国の発表では、この規定は都道府県では2、市町村では9団体で、全体の0.6パーセントくらいの規定しかないのが現状のようである。これらの異なる規程等の状況を統一するとし、右の図である国の個人情報保護委員会の管理下において個人情報保護法による統一した運用を図ることとし、下段の赤い④だが、名称も個人情報保護法の名称に統一して匿名加工情報とし、規律を明確化するとしている。

続いて、3ページをご覧いただきたい。地方公共団体の個人情報保護制度のあり方（改正の方向性）と記載がある。上段左の枠だが、地方公共団体の個人情報保護制度に求められるものとして、1、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ技術の両立と記載がある。令和2年5月の調査時点のものだが、都道府県47、市区町村1,741、一部事務組合1,562、合計で3,350団体あるといわれている。これがいわゆる2000個問題と言われているものである。つまり、団体によって規定があったりなかったりするということである。また、条例等の規定のない団体が調査時点で少なくとも613はあるということなので、個人

情報保護について、必ずしも全国が徹底されているということではないという問題があるようである。

続いて、2の個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合である。詳細について把握できていないところがあるが、いわゆる国同士、多国間の人的な移動に伴う個人情報の取り扱いなどデータ流出における国際的な制度調和が必要とある。続いて、右の枠である。改正の方向性とある。個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的なルールを法律で制定し、法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定、そして、三つ目だが、そのうえで法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置を許容とある。こちらについては、私どもも含め多くの地方公共団体が気にしているところではあるが、条例の独自の規定をどこまで許容されるのかについては現在ははっきりしておらず、国が示すガイドラインを待って検討することになっている。

下段の図はイメージ図になる。市や組合等の団体によって記述が異なっていると。あるいは、規律がなかったりしているというイメージになる。これらの共通ルールを制定し、必要最小限の保護措置を認めると国は言っているが、現在私どもが把握している限りでは、なかなか独自のルールは難しいところがあるのかなというイメージである。当市は死者の個人情報の規定を条例にうたっているが、国では、死者の情報は個人情報ではないということが該当するところかと。なお、死者の情報については、都道府県で30、市区町村で991、全体の57.1パーセントで規定があるということなので、それらの市町村や都道府県を含めて、その規定についての影響をどうとらえるかということだが、国にも現在、質問や意見等が各自治体から行っており、国としても現時点では新しい法律の条例のもとでは死者についても遺族の者から請求できるという規定で解釈していこうということがQ&Aのようなもので出ているので、その辺りについてもガイドラインでは明記してくるだろうと思っている。

5ページをご覧ください。国が示す改正法についての施行準備スケジュールが示されている。すでに国の法律や行政機関、独立行政法人等については、令和3年度中に交付なりガイドラインの公表等がされている。そして、一番下の段だが、地方公共団体のところである。このスケジュールでいくと、令和4年の春に政令規則の公布、ガイドライン、マニュアル等の公表を予定しているとしている。そのため、新たな条例や解釈、事務的な運用については国からの正式なガイドラインが示されてから具体的な事務を進めることになるので、そのガイドラインが示されたら事務局で素案を作り、改めて個人情報保護部会においてもご意見などをいただくような場を設けることを考えているところである。

このタイミングで大変恐縮だが、今後、令和4年度において本格的に動いていくということで、本日の説明とさせていただいたところである。何とぞご理解いただけるよう、よろしくお願いする。

概要については以上とさせていただき、担当から条例改正の影響などについて説明させていただく。

事務局 それでは、私から、法律の改正に伴う本市においての影響についてのポイントということで、説明させていただく。まず、本市における個人情報保護制度は、新潟市個人情報保護条

例に基づき運用してきた。このたび、個人情報保護のために必要な全国的な共通ルールが法律で定められることになった。また、改正法において、法律の範囲内で許容される規定を条例において定めることができるとしている。

報告資料2をご覧ください。こちらは6月時点のもので確定版ではないが、個人情報保護委員会から出された個人情報保護法の施行に係る関係条例のイメージになる。参考までにご用意させていただいた。現在の、新潟市個人情報保護条例に基づく運用ではなく、改正法と、今ご覧いただいた関係条例のイメージのような施行条例を制定して運用することとなる。本市においてもどのような施行条例を作成していくのか検討していくことになる。

次に、本市において影響を受ける部分についてである。はじめに、個人情報の定義についてである。報告資料1に戻り、4ページの概要の②に定義の一元化とある。先ほどの説明でも少しお話しさせていただいたが、新潟市と改正法における個人情報の定義が少し異なる。改正法の個人情報の定義は、生存する個人に関する情報と規定される。生存するという文言がつくが、本市の条例では、個人情報の定義を、個人に関する情報であって特定の個人が識別できるものを言うというように規定している。本市条例では、第2条に定義を規定している。

手引きの2ページをご覧ください。第2条の(1)で個人情報の定義を定めているが、先ほど申し上げたとおり改正法では生存する個人としており、本市においては生存する個人には限定していないので、改正法では死者の情報が個人情報から除かれることになる。国の解釈によると、個人情報の定義の統一は全国ルールの統一の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできないと。ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として、法の保護の対象となることも示している。

どのような情報であれば、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報となるのかについては抽象的で分かりにくい部分ではあるが、遺族等による開示請求の取り扱いについては、今後、国においてさらに整備、検討し、適宜必要な情報提供に努めるとのことである。

続いて、参考資料1の4ページに戻り、概要の④、個人情報ファイル簿の作成、公表についてである。条例では、個人情報ファイル簿という規定はない。ただ、個人情報取扱事務登録簿というものを条例で規定している。この登録簿については、毎年度、当審議会で件数等を報告しているところである。今年度も11月に審議会を開催させていただき、その中で個人情報の実施状況というところで件数を報告させていただいたところである。条例の規定に基づいて、必要事項を登録した登録簿を条例では備えることとなっており、これは、実施機関がどのような個人情報を保有し、どのような目的で利用しているかを明らかにするためのもので、実施機関が行う個人情報取扱事務について、事務の名称や目的、記録されている個人情報の項目等の事項を記載した登録簿を備えることとなっている。

この登録簿については、手引きの11ページの第6条で定義している。改正法においては、この登録簿ではなく、個人情報ファイル簿というものの作成、公表が義務づけられている。個人情報ファイル簿の個人情報ファイルとは、改正法の定義によると、保有個人情報を含む情報

の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものと定義されている。個人情報ファイル簿とは、今申し上げた個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称や組織の名称、利用目的など度の複数の項目を記載した帳簿のことをいうと定義され、その個人情報ファイル簿を公表することとなる。本市においても、今後、市が保有する個人情報ファイルの把握や個人情報ファイル簿の作成手順などを検討していくこととなる。

次に、報告資料1の4ページの⑥になる。匿名加工情報に関する制度である。こちらも条例では匿名加工情報に係る定めというものはない。まず、特定加工情報についてだが、改正法における定義の一部を読み上げるが、特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものと定義されている。

さらに、改正法では、行政機関等匿名加工情報に関するものが定められる。行政機関等匿名加工情報は、先ほどお話しした個人情報ファイルの内、非開示としなければいけない情報を加工して得られる匿名加工情報を言うようである。改正法では、行政機関等匿名加工情報の作成や提供や提案の募集といった規定が設けられる。そして、個人の権利、利益の保護及び行政機関等の事務、事業の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲内において、行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長に対して、当該事業に関する提案をすることができることとなる。本市においても、募集の方法や提案、または提案の審査や契約を締結する際の手数料等、事務の進め方を検討していく必要がある。

最後に、審議会の役割についてである。こちらも法改正によって審議会の役割の見直しがあるが、この役割の見直しについては、この後、説明させていただく。

以上が法律の改正に伴う本市においても影響についてのポイントになる。私からの説明は以上である。続いて、審議会の規程等の報告になる。

事務局 続いて、審議会についてである。これまで、審議会では、委員の皆様から、主に、新潟市個人情報保護条例の規定により実施機関による個人情報の目的外利用、または外部提供の制限の例外に関する事項や、本日もご審議いただいたが、番号法の規定により、実施機関の特定個人情報保護評価について、ご意見をいただいている。

このたび、個人情報保護法の改正により、審議会についても新たに規定されることになった。報告資料3と書いてあるものをご覧いただきたい。改正法の第129条で、「地方公共団体の機関は条例で定めるところにより第3章第3節の施策を講じる場合その他の場合において、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」と規定されることになった。この部分について、ご説明させていただく。

こちらの報告資料3は、国の個人情報保護委員会から示されている法律の解説になるが、その中の二つ目の丸で、「令和3年の個人情報保護法の改正前においては、地方公共団体が個人情報を取り扱う際に、地方公共団体に設置する個人情報保護審議会等へ諮問することとしている例が存在した」、とある。これは、今ほどご説明したように、個人情報の目的外利用や外部提供

に当たって審議会からご意見をいただいていたことに当たるかと思う。

その次の丸である。「法律による全国的な共通ルールのもとで、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られることとなり、また、地方公共団体は、必要に応じて、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることも可能となることから、個別の事案について、審議会等の意見を聞く必要性は大きく減少するものと考えられる、」とある。このうち前段の、「法律による全国的な共通ルールのもとで国のガイドライン等により、制度の適正な運用が図られることとなり、」というのは、これまで説明させていただいたとおり、国、地方、民間、それぞれで設けていた個人情報に関する規定が法律によって統一され、国から示されるガイドラインなどによって個人情報保護制度の運用が図られることを国が考えているということである。

それから、「地方公共団体が必要に応じて、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることも可能」とあるのは、報告資料4をご覧ください。これは、新しく施行される個人情報保護法になる。この68ページをご覧ください。第166条第1項を読み上げる。「地方公共団体は、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供または技術的な助言を求めることができる」との規定があり、これらのことから、個別の事案について、審議会の意見を聞く必要性は大きく減少するものとしている。

また報告資料3に戻っていただいて4番目の丸になる。したがって、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問の要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない、としている。これは、今ほどご説明させていただいたとおり、これまで本市では個人情報保護条例の規定に基づいて、委員の皆様方からご意見をいただいているところだが、実施機関による個人情報の目的外利用や外部提供にあたって、ご意見をいただくことなどは許容されないとしている。

そして、最後の丸だが、もっとも定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含め、審議会等が個人情報保護制度の運用やそのあり方についての調査審議を行うことは可能と考えられる、としている。このように、法律の適用を受けることによって、審議会の役割がこれまでと大きく変わることになるかと思われる。ただ、本日もご意見を頂戴したが、特定個人情報保護評価書の点検についてはこちらの法律の適用の影響を受けないので、特定個人情報保護評価書の点検についてはこれまでどおり、委員の皆様方から引き続きご意見をお願いしたいと思っている。

そして、法改正を受けて、個人情報保護条例の改正について、報告資料2のイメージによる個人情報保護法施行条例関係になるが、今後、審議会場で委員の皆様方からご意見をいただくことを予定しているので、その際にはどうぞよろしくお願ひしたい。また、条例の改正案が固まったら審議会の全体会で報告させていただくことも予定している。

以上が審議会に関することになり、個人情報保護法の改正について報告させていただいた。どうぞよろしくお願ひする。

高木部会長 今の説明内容についてご質問はあるか。個人情報保護委員会と個人情報保護審議会はどういう違いがあるのか。

事務局 個人情報保護委員会は、正式に申し上げると、内閣府という国の官庁の外局のような形である。

高木部会長 組織なのか。

事務局 そうである。国の機関である。審議会というのは、委員の皆様が集まっていたいてご意見を頂戴する場ということで、名前が似ているかもしれないが、中身としては全く異なるものである。

高木部会長 そうすると、委員会で対応するという事なのか。

事務局 そうである。こちらでお配りした資料の色刷りの図の2ページをご覧くださいと、左側の現行のところ、水色で個人情報保護委員会とある。これが先ほど申し上げた委員会で、現行としては、個人情報保護委員会が民間事業者の個人情報の所管となっているが、これをすべて、行政法人や地方公共団体も含めて一括して個人情報保護委員会が一元化して管理しようということが国の考えているものになる。

高木部会長 委員会というのは大きな組織なのか。

事務局 そうである。デジタル庁ができたときに、全国を一元化して管理するとなると、それなりの人員とか体制があるだろうということで、いろいろ意見が出ていたりしたようだが、国としては適切な対応ができるように組織化を図るとしているところである。

高木部会長 イメージが逆だった。

山本委員 特定個人情報保護評価も個人情報保護委員会が所管であるが、個人情報保護法の改正後、この個人情報保護部会で引き続き評価書の点検は行うのか。

事務局 個人情報保護法も特定個人情報保護評価の点検も、所管官庁としては個人情報保護委員会で同じなのだが、適用される法律が、番号法に基づくものであり、今お話しさせていただいているのは、新しい個人情報保護法に基づくということである。所管官庁は同じなのだが、適用される法律が違うので、個人情報保護法については今ほどご説明させていただいたように変わることになるが、番号法の特定個人情報保護評価書の点検についてはこれまでどおりということで、個人情報保護法の改正の影響は受けないので、これまでどおり、委員方からご意見を頂戴したいということになる。

山本委員 了解した。

事務局 今日ご意見を頂戴したが、審議会からの意見書を実施機関に提出するのだが、実施機関はその意見書を踏まえて、全項目評価書を、再度修正すべきことは修正して、それを国に提出するのである。その国の提出先が個人情報保護委員会である。本日ご覧になっている個人情報の手引きでは、147ページをご覧いただきたい。新潟市附属機関設置条例の抜粋が載っている。その別表の中に、新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の部分がある。その所掌事務ということで、4番の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律がいわゆる番号法である。第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価について、市の機関に意見を述べることというのがこの審議会の所掌事務として規定されているのだが、この規定に基づいて、本日も委員の皆様からご意見をいただいたことになる。

梅津委員 もし分かったら教えていただきたいのだが、匿名加工情報の提供については自治体、

政令指定都市も含めて行うことになるが、どういう情報をどういふところに出すのかについては自治体が審査するのだが、それは委員会に対して報告をする形なのか。それとも、審議会にも情報として出すのか。

事務局 今のイメージとしては、市として審査して、適当であろうというものについては提供すると。それを委員会と共有するのではないかというイメージである。ただ、募集を各自治体から行うが、どのような個人情報ファイルを持っているのかをホームページに載せて、ある一定の期間募集すると。応募があればその業者と話し合ったうえで、有益な利用かどうかも踏まえて審査したうえで判断する。例えば、ほかの市町村で問題を起こした業者だと、全国の市町村で募集に対して応募できないという規定も設けているようなので、全国にその情報をどうやって共有するのかがまだ見えてこないのだが、いろいろな制約がある中でのことなので、恐らく、国には報告するのではないかと考えている。

確認する限りでは、先進市ですでに国に合わせて募集をしているところがあると。介護保険関係での応募が1回だけあったということは聞いている。今回、全国の都道府県と政令指定都市だけは令和5年度から募集せよと義務づけられたので、そういったある程度大きな枠組みになると、企業が興味を持ち動いてくる可能性はあるかもしれない。ただ、ある政令指定都市は審査してオーケーだが、ある政令指定都市はだめだというとおかしな話になるので、その辺りもどういうルールでやるのかということを示していただかないと動けないのではないかと考えている。

梅津委員 審議会の意見を聞くとかそういうことはないのか。委員会に権限が移ってしまうのか。

事務局 そうである。あとは市の内部でどう審査を。

梅津委員 共通ルールを含めて、委員会と新潟市の内部との話になるのか。

事務局 そうである。ただ、審議会の委員の皆様は専門的な見地は大事であるので、仮の話だが、違う審査会を設けその委員になっていただくと。審査するうえでご意見をいただくようなことは技術的にはできると思われる。ただ、審議会での意見を求めるという規定はもう許容されないということである。

高木部会長 当審議会で扱った事例で、医療データとか診療の目的外利用とか、あるいはどこかの大学病院の解析データを使用のようなのがあったと記憶しているが、そのようなものは明確に対象外ということか。

事務局 そうである。目的外利用を、審議会においてご意見をいただくという条件を付すことはできないということである。そういうものについて、基本的には審議会での議題にはならなくなるだろうと。ただ、国としては、セキュリティ関係のような非常に大きな問題になりえるようなものは、場合によっては審議会でも検討するようなことは考えられるかもしれないという話は伺っているが、少しはっきりしていないということである。

高木部会長 何かご意見はないか。ほかによろしいか。

それでは、事務局にお返しする。

事務局 長時間にわたり、どうもありがとうございました。ご報告した内容について、また何かご質問等があれば、個々にメール等でご連絡いただければと思う。令和4年度にも、第三者点

検の案件が予定されているようで、その案件も含めて、令和4年度の5月、6月、7月辺りに数回、審議会の開催をする可能性がある。その際にはまた報告やご意見をいただくことになるので、よろしく願います。

以上で個人情報保護部会を閉会する。